一〇 租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第五項に規定する国税庁長官が定める方法及び租税特別措置法施行規則第三十七条の四の二第四項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三三六

一一 租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三三五

一二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三三四

一三 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三三三

一四 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三三二

一五 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三二八

一六 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三二八

一七 国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三二七

一八 消費税法施行令第十八条第七項に規定する国税庁長官が定める方法及び消費税法施行規則第六条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件　三一　特25　三二九

〇文部科学省

一〇 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示　一　41　一三

一一 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示　一　41　三五

一二 令和五年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件　二　42　四

一三 令和五年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件　一七　四

一四 史跡に指定する件　二〇　54　七八

一五 特別史跡に地域を追加して指定する件　二〇　54　八〇

一六 特別史跡及び特別天然記念物に地域を追加して指定する件　二〇　54　八五

一七 史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　二〇　54　八五

一八 史跡に地域を追加して指定する件　二〇　54　八六

一九 名勝に地域を追加して指定する件　二〇　54　八九

二〇 天然記念物に地域を追加して指定する件　二〇　54　八九

二一 記念物を登録記念物に登録する件　二〇　54　八九

二二 文化的景観を重要文化的景観として選定する件　二〇　54　九〇

二三 重要文化的景観に地域を追加して選定し、名称を改める件　二〇　54　九〇

二四 重要文化的景観に地域を追加して選定する件　二〇　54　九〇

二五 有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件　二二　四

二六 無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件　二二　四

二七 重要無形民俗文化財の名称、所在地及び保護団体を改める件　二二　五

二八 有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件　二二　五

二九 無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件　二二　五

三〇 登録有形民俗文化財の登録を抹消した件　二二　五

三一 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件に追加して家屋を定める件　二四　三

三二 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件　二四　四

三三 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件の一部を改正する件　二四　四

三四 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　二九　66　一〇九

三五 学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件　二九　66　一二

三六 放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の一部を改正する告示　三〇　67　五七

三七 平成二十七年文部科学省告示第九十二号の一部を改正する件　三〇　67　五七

三八 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示　三〇　特23　一六一

三九 登録施設利用促進機関の住所の変更の件　三一　四